

都市公園を設置すべき区域の決定について

1 目的

都市公園の整備に当たっては厚木市緑の基本計画により、適正に公園を配置するよう定めています。当該地は公園の整備率が最も低い睦合地区に近接した荻野地区にあり、住宅が密集しているため、子どもからお年寄りまでの幅広い世代の利用者が身近に利用できる、やすらぎと憩いの場となる公園整備を進める必要があります。

また、公園整備に当たり、権原を取得してから、公園が整備されるまでの期間の適正な管理や、広く一般に周知するため、都市公園法第33条に基づく区域の決定をし、利用者に親しまれる公園を目指すものです。

2 位置と現状

市道 1-30 号線（妻田中荻野線）と県道 63 号（相模原大磯）が交差する荻野新宿交差点から南東約 500m に位置し、荻野新宿老人憩の家及び新宿児童館が併設する施設の隣接地であります。施設の屋外には広場がなく、隣接する神社内の新宿児童遊園が令和 3 年に廃止されたことから屋外の憩いの場がない状況となっていました。

こうしたことから、荻野新宿自治会から多世代が集え、地域の身近な公園整備の要望が令和 4 年 8 月 30 日に提出され、早期に事業が進むよう関係地権者と交渉を行い、整備に関する承諾を得られたものです。

3 都市公園を設置すべき区域について

都市公園法第 33 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体は必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができるため、次の区域を同条第 5 項の規定により議会に諮るものです。

(1) 都市公園を設置すべき区域 厚木市下荻野字西下原 1 2 4 1 番 2

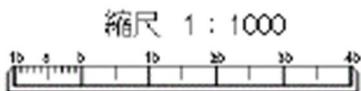
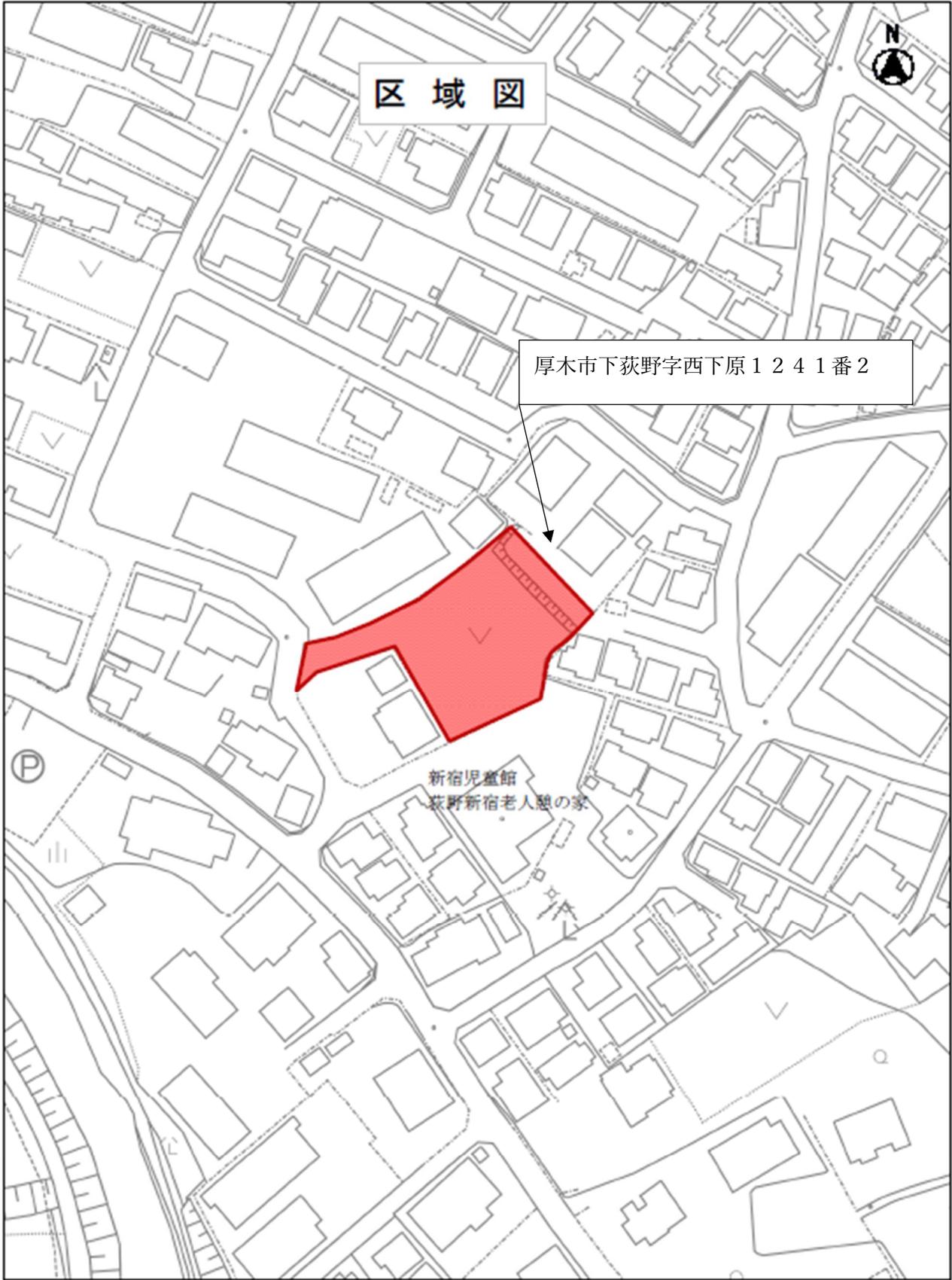
(2) 都市公園の種類 街区公園

(3) 都市公園の面積 1, 114㎡



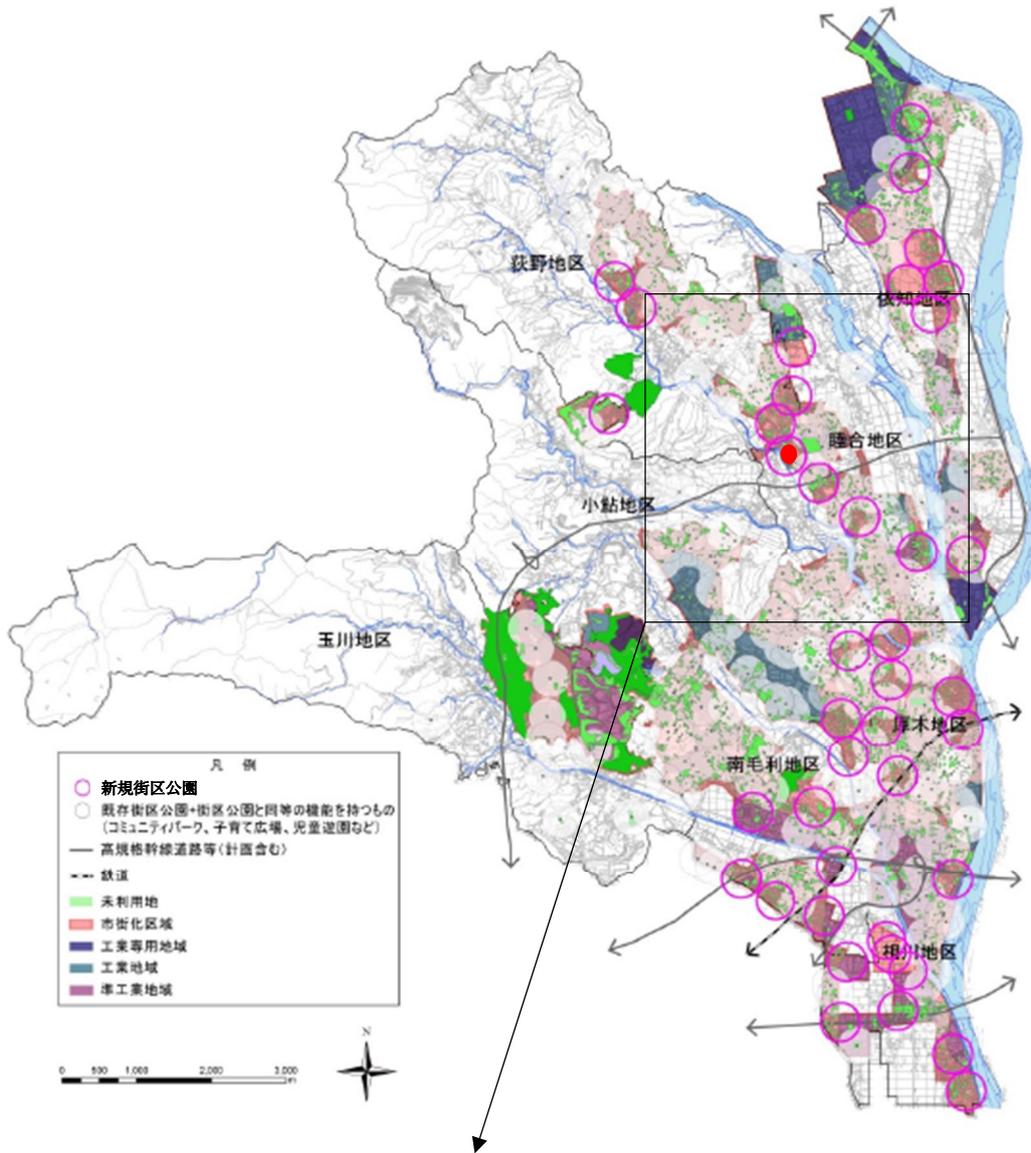
位置図



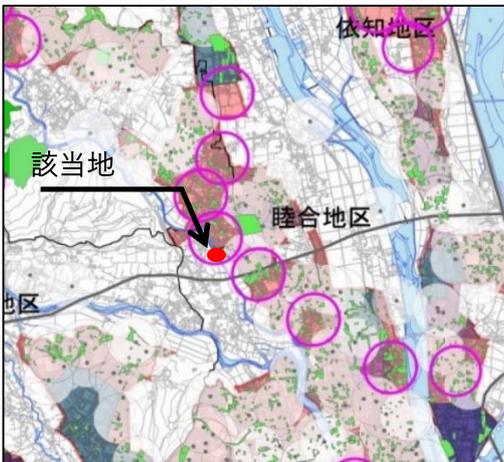


…都市公園を設置すべき区域

厚木市緑の基本計画（抜粋） 街区公園配置計画図



公園該当場所拡大図



厚木市内における公園等の状況

- 市内において必要な街区公園数 39箇所
- 荻野地区において必要街区公園数 5箇所
（今回該当公園整備後 4箇所）
- 厚木市が目標とする人口1人当たりの都市公園面積 10 m²/人に対し、令和6年4月1日現在、1人当たり都市公園面積は 8.19 m²/人

4 関係法令

都市公園法第2条第1項及び第33条第1項、第4項、第5項

◇ 都市公園法第2条第1項

この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公共施設を含むものとする。

都市計画施設（都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

◇ 都市公園法第33条第1項

地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

同法同条第4項

第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで及び前条の規定は、当該区域(以下「公園予定区域」という。)又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの(以下「予定公園施設」という。)について準用する。

同法同条第5項

地方公共団体は、第一項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

5 事業スケジュール

	令和5年度												令和6年度												令和7年度												令和8年度																																			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																								
事業実施	現地測量・用地測量												不動産鑑定評価	公有地評価委員会	実施設計												工事積算・斤内調整												整備工事												都市公園告示	令和8年度末 供用開始																				
都市計画手続													12月議会 用地取得												生産緑地 地区内 行為通知												都市計画審議 生産緑地解除																																			